

半田市防犯灯設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進するため、市が設置する防犯灯について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、住宅地において夜間の歩行者及び自転車乗用者の通行があり、かつ、周辺約50mに市又は自治区等が設置した照明灯がない場合に、予算の定める範囲内において防犯灯を設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、防犯灯を設置することができる。

(申請)

第3条 設置を希望する自治区等は、別に定める様式により市長に申請するものとする。

2 前項に規定する場合において、自治区等は、事前に設置場所周辺の住民、土地所有者等に設置の承諾を得ておかなければならない。

(決定等通知)

第4条 市長は、前条第1項の申請があった場合、内容を審査し、結果を申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から適用する。